

訴訟の提起について（こども青少年局関係）

次のとおり保育所運営費等返還等請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
<p>1 原告 大阪市 被告 社会福祉法人 肇國舎</p> <p>2 大阪地方裁判所 保育所運営費等 返還等請求事件</p>	<p>被告は、平成22年4月1日から児童福祉法に基づく認可を受けた保育所（以下「本件認可保育所」という。）を運営し、本市から保育所運営費及び委託費（以下「保育所運営費等」という。）の支払を受けていたが、本市による本件認可保育所の運営実態に関する調査（以下「本件調査」という。）の結果、平成23年度以降に支払を受けた保育所運営費等の一部について支払要件を満たしていないことが判明したため、本市は、被告に対し、同年度以降に支払った保育所運営費等のうち支払要件を満たしていない金39,420,561円及びこれに対する遅延損害金の返還及び支払を求めた。また、被告は、平成22年4月1日から本市から本件認可保育所の運営に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の交付を受けていたが、本件調査の結果、平成23年度以降に交付を受けた本件補助金の一部について交付要件を満たしていないことが判明したため、本市は、被告に対し、同年度以降に交付した本件補助金のうち交付要件を満たしていない部分に係る交付の決定を取り消した上で、金3,079,310円及びこれに対する遅延損害金並びに金13,161,000円及びこれに対する加算金の返還及び支払を求めた。さらに、本市は、被告からの依頼に応じて、平成29年4月5日から同年6月29日までの間、本件認可保育所に保育士を派遣したため、被告に対し、派遣した保育士の人件費相当額金5,817,181円の支払を求めた。しかしながら、被告は、上記各金員の返還及び支払の求めに応じないため、本市は、被告に対し、金61,478,052円及びこれに対する遅延損害金等の返還及び支払を求めるもの</p>

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

保育所運営費等返還等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。